

**豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る
設計業務委託プロポーザル審査結果報告書**

令和4年6月15日

豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る
設計業務委託受託者選定委員会

豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る 設計業務委託プロポーザル審査結果報告書

令和4年6月15日
豊川市総合保健センター（仮称）整備
に係る設計業務委託受託者選定委員会

令和4年3月25日（金）付けで公告した豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る設計業務委託プロポーザルについて、審査結果を報告する。

1 審査結果

豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る設計業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、2次にわたる審査を厳正かつ公正に行った結果、次の者を最優秀者に選定した。

最優秀者： 株式会社安井建築設計事務所

2 最優秀者及び優秀者決定までの経過

(1) プロポーザル方式による事業実施の決定

豊川市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、令和4年2月3日（木）付けで業務内容、発注方式等についてプロポーザル方式実施協議書により財産管理監に協議し、令和4年2月10日（木）付けでプロポーザル方式による事業実施を可とする回答を受けた。

(2) 選定委員会の設置

豊川市プロポーザル方式実施要綱第6条に基づき、令和4年2月15日（火）に選定委員会を設置した。

(3) 豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る設計業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る設計業務委託プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）の策定

令和4年3月9日（水）に開催した第1回選定委員会で、実施要領及び評価要領を策定した。

(4) 公告

令和4年3月25日（金）付けで公告を行った。豊川市役所の掲示場に掲示するほか、市ホームページへの掲載、市政記者クラブ加盟各社及び建設関連新聞社3者に情報提供した。

(5) プロポーザルに関する第1回質疑書の提出

公告の日から令和4年4月5日（火）までの期間に、5者からプロポー

ザルに関する質疑書の提出があった。

(6) 参加予定者説明会の開催及び第1回質疑書への回答

令和4年4月8日（金）に参加予定者説明会を開催し、出席した5者に対して業務内容等の説明を行った。あわせて第1回質疑書に対する回答書を説明会参加者に配付した。

(7) 参加表明書の提出

公告の日から令和4年4月14日（木）までの期間に、3者から参加表明書の提出があった。

(8) 提案書提出者の選定及び二次審査参加要請の通知

令和4年4月21日（木）に開催した第2回選定委員会で、参加表明のあった3者の参加資格や実績について後述のとおり一次審査を行い、3者全員を提案書提出者として選定した。また、3者に対して提案書提出者の選定結果と二次審査参加要請を通知した。

(9) 豊川市総合保健センター（仮称）整備に係る設計業務委託受託者選定委員会審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置

二次審査を円滑に行うため、令和4年4月21日（木）付けで選定委員会の下部組織として審査委員会を設置した。

(10) 第2回質疑書の提出及び回答

令和4年4月21日（木）から令和4年5月6日（金）までの期間に、提案書提出者3者から技術提案書やプレゼンテーションに関する質疑書の提出があり、令和4年5月11日（水）付けで第2回質疑書に対する回答書を提案書提出者にメールで回答するとともに郵送した。

(11) 技術提案書等の提出

令和4年5月20日（金）までに提案書提出者である3者全員から、技術提案書等の提出があった。

(12) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和4年6月9日（木）に開催した審査委員会で、提案書提出者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施し、その結果を踏まえて各審査委員が評価を行い、二次審査の評価点を決定した。

(13) 最優秀者及び優秀者の決定

令和4年6月15日（水）に開催した第3回選定委員会で、審査委員会の結果を審議し、最優秀者1者、優秀者1者を決定した。

3 一次審査の経過

一次審査は、第2回選定委員会（令和4年4月21日（木）豊川市役所本33会議室にて開催）において、提出のあった書類の確認を行い、参加表明

書の提出のあった3者のいずれについても、応募資格、参加企業の実績要件及び配置技術者の要件を満たしており、かつ参加表明書の提出者が4者以内であったことから、提案書提出者として選定した。なお、審査結果は、以下のとおりであった。

順位	事業者名	評価項目		合計点 (50点満点)
		事務所評価 (20点満点)	技術者評価 (30点満点)	
1	設計業者2	15.60点	24.68点	40.28点
2	設計業者1	16.00点	21.60点	37.60点
3	設計業者3	17.60点	19.00点	36.60点

4 二次審査の経過

二次審査は、6名の審査委員による審査委員会（令和4年6月9日（木）豊川市勤労福祉会館視聴覚室にて開催）において行った。

まず、一次審査を通過した3者それぞれに、順次技術提案書について15分の説明（プレゼンテーション）と25分の質疑応答を行った。

3者全てのヒアリングを終了後、各提案内容について、評価要領に基づいて、各委員による採点を行った。

なお、審査結果は、以下のとおりであった（括弧内は最終評価点を示す。）。

第1位（75.33点） 設計業者3

第2位（67.33点） 設計業者1

第3位（57.00点） 設計業者2

次に、第3回選定委員会（令和4年6月15日（水）豊川市役所本34会議室にて開催）において、二次審査の経過や結果を確認し、公平かつ公正な審査により最終評価点が算出されていることを承認した。

5 審査講評

(1) 総評

本プロポーザルは、豊川市が計画している保健センター機能を核とした複合施設整備に係る基本設計及び実施設計業務を委託するにあたり、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な知識、経験を有する設計者を特定することを目的として実施された。一次審査では、本設計業務委託の受託者の前提条件として十分な設計能力や経験を有することを確認するため、一定規模以上の保健センターをはじめとした各機能を有する建築物の設計業務に関する実績等の確認を行った。

二次審査では、以下の内容について、技術提案により審査を行った。

ア 業務の実施方針及び手法

イ 建物、外構に関する提案

ウ 保健・福祉・医療に係る複合施設の整備に関する提案

エ 人にやさしく、環境に配慮した施設整備に関する提案

オ 低コストで、コンパクトな施設に関する提案

一次審査を通過した3者は、内容に差はあるものの、それぞれ具体的で実現可能性のある提案を行った。業務の実施方針については、3者とも一定の経験を有することから、関係団体との合意形成の方法等概ね支障ないものと評価された。また、評価テーマに対する提案のうち、「低コストで、コンパクトな施設に関する提案」に関しても、ICTの利用やライフサイクルコストの抑制についてそれぞれ工夫されていた。

業務の理解度や建物と駐車場の配置、外構、ゾーニング、構造体に係る計画は、それぞれ特徴のある提案となった一方で、評価に差がつく要因にもなった。

以下、各提案に対する選評を記す。

(2) 選評

最優秀者：株式会社安井建築設計事務所【設計業者3】

「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」の実現を図るための健康拠点となる総合保健センター（仮称）について、その実施事業の目的や利用者の特性等を検討し、配置やゾーニング計画に反映した点が大きく評価された。

建設予定地を含めた八幡駅周辺地区の回遊動線と連続する来所者の動線上に、メインエントランスとなる開放的な空間「わいがやプラザ」を設け、市民が訪れやすい計画とするとともに、隣接して配置する研修室とあわせて多目的に利用することにより、周辺施設と連携したにぎわいを創出する提案となっていた。駐車場は、周辺環境や使いやすさにも十分な配慮がなされていた。

また、乳幼児の健康診査について、受診者のための動線やスペースを工夫し、安心かつ快適に健診を受けられることに配慮した提案力も評価された。休日夜間急病診療所については、感染拡大のフェーズに応じて機能を拡張できる計画とするなど感染症のまん延防止にも配慮がなされた。

優秀者：【設計業者1】

「日本一子育てしやすいまち」を提案の軸として、各機能の独立性を保ちつつも、連携に優れた複合施設とする配置やゾーニング計画が評価された。

建設予定地を取り巻く歩道「緑の回廊」により、周辺環境と一体的で潤いのある街並みを形成する計画とした。さらに、駐車場を北側に集約配置のうえ、建物をL字型で配置することにより、各出入口が一目で把握でき、外部からでも内部機能が視認しやすい、わかりやすく開かれた総合保健センター（仮称）を提案した。

また、構造体に木造を採用することにより温もりや安らぎをもたらし、妊産婦や乳幼児を中心とした利用者へ配慮したことや、地域貢献の観点から建設工事中に児童・生徒の見学会を計画したことなどの提案も評価された。

第3位：【設計業者2】

建物の四方全てに設けた出入口と連続して、建物の通り抜け動線となる十字路「やわた辻」を中心に各機能を計画するわかりやすい配置を提案した。建設予定地の北東側に建物を寄せることにより、東側から南側にかけてL字型の駐車場を確保のうえ、駐車場から各機能への動線を短くする計画とした。

子育て世代が利用するすべての機能を1階に配置し、乳幼児等の利用を考慮した空調設備を採用する提案を行った。また、休日夜間急病診療所についてはドライブスルー診療や一方通行のトイレ等感染症対策に配慮した。

しかし、駐車場の見通しが不十分であることや、各諸室の利用方法、児童発達支援センターの考え方など、総合保健センター（仮称）に訪れる来所者の特性に応じた配慮等が十分でないとの評価となった。